

特用林産業短期雇用支援・新規就業モデル構築事業業務委託仕様書

1 業務目的

特用林産業の生産現場では、人口減少や高齢化等の影響により生産量及び生産者数の減少が顕著である。この減少を緩やかにするためには、まず中山間地域の暮らしや産業に魅力を感じてもらい、人を呼び込み定着させる仕組みを構築する必要がある。このため、本産業へ本格的に就業を検討している県内外の希望者向けに参入・移住前の中期就業及び周知・魅力発信を目的とした短期就業により新たな人材確保対策を推進するとともに、地域に応じた短期雇用・新規就業形態の検討を行う。

2 業務内容

(1) 労働人材募集資料作成業務

労働人材募集を行うために必要な資料（チラシ、写真・動画等）を作成すること。

(2) 労働人材募集及び就業実践業務

労働人材の募集を実施（県内外から4人程度を想定）すること。

実際のフィールドでの作業を実施すること（フィールドは椎葉村、五ヶ瀬町を想定）。なお、受入生産者の謝金及び参加者の賃金、旅費、宿泊費は受託者が負担すること。

※実施期間 30日程度

(3) 短期人材募集及び短期就業体験業務

労働人材の募集を実施（県内外から4人程度を想定）すること。

実際のフィールドでの作業を実施すること（フィールドは椎葉村、五ヶ瀬町を想定）。なお、受入生産者の謝金及び参加者の旅費、宿泊費は受託者が負担すること。

※実施期間 10日程度

(4) アンケート調査業務

実際の作業従事者へのアンケート調査を実施すること。

受入れ側の生産者へのヒアリング調査を実施すること。

(5) 短期雇用・新規就業モデル構築業務

過年度の実績を踏まえ、地域に応じた短期雇用・新規就業体制の検討を目的とした検討会を関係機関を招集して実施し、短期雇用・新規就業体制のモデル構築に向けた各フィールドにおける課題の抽出・検討及び対応策の提示を行うこと。なお、招集した生産者等に対する旅費、謝金は受託者が負担すること。

(6) 報告書作成業務

(1)から(5)の実施内容、実施に伴う課題及び今後の方向性の取りまとめを行うこと。

3 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

・業務委託契約書及び収支の内訳のわかる資料等の当該事業執行に関する書類

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 成果品及び納入期限

(1) 2の(1)から(5)の資料及び(6)の報告書を成果品として取りまとめて紙媒体で1部提出することとし、成果品の電子データ（動画を含む）はCD等に保存し1部提出すること。

(2) 納入期限は、令和9年3月31日までとする。

6 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。

(2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。

- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (5) 履行期限に関わらず、業務実施後に速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、速やかに発注者に報告した上で受託者の責任において対処することとする。